

埋立て事業者・土地所有者・発生元事業者等
の皆様へ

土地の埋立てなどの規制が 変わりました

千葉県では、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、いわゆる「残土条例」を制定し、平成10年1月から施行しています。

この条例では、3,000平方メートル以上の埋立て等事業については県の許可制としています。(一部の市町村を除く。)

また、埋立てに使用する土砂等について安全基準を設け、安全基準に適合しない土砂等は使用できないこととするとともに、たい積構造を定め、崩落などの災害発生を防止しています。

事業者や土地所有者等の皆さんは、十分ご理解いただき土砂等の埋立て等の事業の適正処理に引き続きご協力ください。

平成22年10月
千葉県

残土条例及び条例施行規則の一部改正

(施行日:平成18年4月1日)

当該特定事業による知事に提出した書類、図面の写し及び土砂等管理台帳の保存を電磁的記録の保存に代えることができることとしました。

(施行日:平成18年6月1日)

定期報告(特定事業状況報告書・地質検査等の報告)については、6月ごとから4月ごとにしました。

ただし、既に許可を受けている者については、経過措置があります。

千葉県ホームページにて、特定事業許可(変更許可)書整理表を公表しましたので、許可状況をご覧ください。

残土条例の主な内容

埋立事業者に関するもの

○許可に係るもの

- ・ 許可申請を行う前に特定事業事前計画書又は変更計画書を提出するとともに、地域住民に対して計画の概要や環境保全上の留意点についての説明会を開催し、その結果を踏まえて関係市町村長に対して計画の概要や地域住民への説明会開催の報告の説明を行うことが必要です。
- ・ 許可の期間は3年以内(一時たい積特定事業は除く。)
- ・ 措置命令を受け、必要な措置が完了していない事業者や取消しを受けてから3年が経過していない事業者などは、許可が受けられません。
- ・ 申請にあたっては、使用する土地の所有者やその土地に係る権利者(地上権、永小作権、質権、賃借権)に対し事業計画を説明し、同意を得なければなりません。
- ・ 事業の適正な管理を図るため、現場事務所を設置し、かつ現場責任者を置かなければなりません。
- ・ 1年以上引き続き土砂等の埋立て等が行われていないときは、許可を取り消されます。
- ・ 許可の変更は、許可面積にあっては2割以内の増加、期間にあっては許可期間の満了日から1年以内の延長(一時たい積特定事業を除く。)に限ります。
- ・ 事業の譲渡しについては、これまでの届出制から許可制に変え、譲り受ける方は、事前に県の許可を受けなければなりません。

○許可を受けた後に行うもの

- ・許可を受けた後、埋立て開始から10日以内に着手届を提出しなければなりません。
- ・許可を受けた後、土砂等の発生場所ごとに「土砂等管理台帳」を備え、土砂等の搬入年月日や搬入量、運搬手段、一時的たい積の場所などを記載しなければなりません。
また、特定事業状況報告書の提出の際に、該当月の土砂等管理台帳の写しを添付しなければなりません。
- ・事業の廃止、中止、完了、終了を行うときは、事前に(完了、終了の場合は2か月前)、廃止等に向けた施工工程等の届出が新たに必要となります。

土地所有者の皆さまへ(お願い)

適正な埋立て事業を確保していくためには、埋立て事業者による適切な施工管理が不可欠ですが、事業者と土地所有者の連携も必要になります。

このため、平成15年10月以降の許可に係る事業場について、特定事業区域内の土地を提供している土地所有者に対して、新たに次の責務が生じることとなります。

また、災害等が発生した場合は、県は、事業者のほか土地所有者に対しても、必要に応じて措置命令を行うことができることとなります。

土地所有者の皆さまは、次の内容を十分ご理解いただき、適正な埋立て事業の確保にご協力ください。

○土地所有者の責務の強化

- ①埋立て等の事業者が土地を提供する場合、埋立て等の事業計画を十分確認した上でなければ同意してはなりません。
- ②埋立て等の事業が行われている間は、毎月1回以上、自ら埋立て事業場を訪れ、計画と異なる事業が行われていないか、また、土壌汚染や崩落などの災害が発生していないか、又は、その恐れがないかなどを確認しなければなりません。(困難な場合は他人に確認させることができます。)
- ③土壌汚染や崩落などの災害が発生し、又は、その恐れがあることを知ったときは、事業者に対して事業の中止を求め、必要な措置を行うとともに、その旨を県や市町村等に通報しなければなりません。

○土地所有者に対する措置命令

汚染された土砂等が搬入されたり、土砂等の崩落などの発生防止のため緊急の必要があるときは、県は事業者のほか、新たに土地所有者に対しても、必要に応じて措置命令を行うことができることとなります。これにより、県から措置命令を受けた土地所有者は、汚染された土砂等の撤去や、災害の防止措置を講じなければならないこととなります。

市町村との関係

市町村条例で十分な対策を講じた市町村が、土砂等の埋立て等に伴う土壌の汚染及び災害防止に向け、独自の対応を行おうとする場合は、県はこれを尊重し、市町村からの申出により県条例の適用を除外し、当該市町村条例が適用されることとなります。

現在、次の市町村の区域については、除外日以降は県条例は適用されず、市町村条例により対応することとなっているため、新たに埋立て等を行なおうとする場合は県の許可は不要です。(除外日に現に県条例の許可を受けて行われている特定事業に限っては、引き続き県条例の適用を受けます。)

(平成22年10月1日現在)

県条例の適用除外市町村	県条例の適用除外日
(1) 千葉市	平成15年4月1日
(2) 船橋市	平成15年4月1日
(3) 芝山町	平成15年4月1日
(4) 佐倉市	平成15年9月1日
(5) 成田市	平成16年6月1日
(6) 神崎町	平成16年8月1日
(7) 八街市	平成17年6月1日
(8) 銚子市	平成18年1月1日
(9) 東金市	平成18年1月1日
(10) 山武市	平成18年3月27日
(11) 柏市	平成20年4月1日
(12) 四街道市	平成20年10月1日
(13) 木更津市	平成22年10月1日

埋立てに使用する土砂等の発生元事業者、 運搬事業者の皆さまへ(お願い)

(1)土砂等搬入届の確認(土砂等搬入届の流れは下記のとおり)

土砂等搬入届が県にきちんと提出されているか、許可事業者から土砂等搬入届の写(県受付印が押印されているもの)を受け取り確認されるようお願いします。

(2)事業場の確認

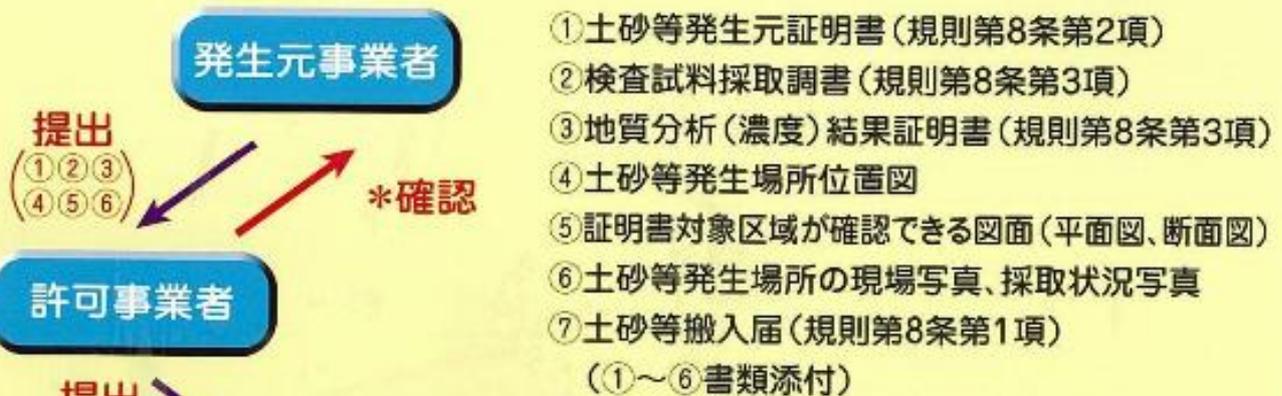
搬出先の事業場の許可期間、残容量等について現地確認等により確認作業を励行されるようお願いします。

(3)平成15年10月の改正により、埋立て事業者は事業場で使用する土砂等について、「土砂等管理台帳」を作成し、一日ごとの搬入量や運搬手段、一時たい積の場所を把握しなければならないこととなりました。

については、発生元事業者、運搬事業者の皆さまには、埋立て事業者と連携を密にし、スムーズな台帳管理ができるようご協力をお願いします。



◎土砂等搬入届の流れについて



提出先	特定事業区域	提出部数
廃棄物指導課	1ha以上	3部
県民センター	1ha未満	3部

注)特定事業区域とは土砂等の埋立ての面積をいう。

この内容についてのお問い合わせは

- 特定事業区域が10,000平方メートル以上の場合
- ・千葉県環境生活部 廃棄物指導課 残土対策室
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 TEL043-223-2641
- 特定事業区域が10,000平方メートル未満の場合
- ・葛南県民センター 地域環境保全課 監視班
〒273-8560 船橋市本町1-3-17E157階 TEL047-424-8093
(市川市、習志野市、八千代市、浦安市)
 - ・東葛飾県民センター 地域環境保全課 監視班
〒271-8560 松戸市小根本7 TEL047-361-2119
(松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市)
 - ・北総県民センター 地域環境保全課 監視班
〒285-8503 佐倉市鐺木仲田町8-1 TEL043-483-1138
(印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町)
 - ・北総県民センター 香取事務所 地域環境室
〒287-8502 香取市北3-1-3 TEL0478-54-7505
(香取市、多古町、東庄町)
 - ・北総県民センター 海匝事務所 地域環境室
〒289-2504 旭市二1997-1 TEL0479-64-2825
(旭市、匝瑳市)
 - ・東上総県民センター 地域環境保全課 監視班
〒297-8533 茂原市茂原1102-1 TEL0475-26-6731
(茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町)
 - ・東上総県民センター 山武事務所 地域環境室
〒283-0006 東金市東新宿1-1-11 TEL0475-55-3862
(大網白里町、九十九里町、横芝光町)
 - ・東上総県民センター 夷隅事務所 地域環境室
〒298-0293 夷隅郡大多喜町猿稻14 TEL0470-82-2451
(勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町)
 - ・南房総県民センター 地域環境保全課 監視班
〒292-8520 木更津市貝渕3-13-34 TEL0438-23-2285
(君津市、富津市、袖ヶ浦市)
 - ・南房総県民センター 安房事務所 地域環境室
〒294-0045 館山市北条402-1 TEL0470-22-7111
(館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町)
 - ・千葉県環境生活部 廃棄物指導課 残土対策室
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 TEL043-223-2641
(市原市)

注)特定事業区域とは土砂等の埋立て等の面積をいう。